

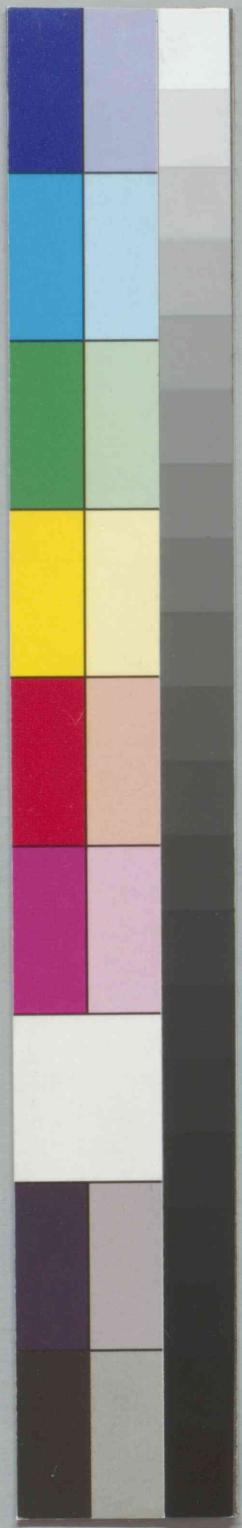
蘭領印度の政治機構略説

日蘭會商と日本糖業

國政研究會

昭和九年

中  
島  
文  
庫





蘭領印度の政治機構略説

國政研究会

昭和九年八月二十日

6382

注意事項

- 資料は大切に扱います。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館  
前橋市日吉町一丁目14-8  
電話 (0272) 3008番



一、蘭領東印度統治史

蘭領印度之統治は一五九六年和蘭人蘭領印度に到着し、一六〇二年東印度會社を設立せるに始る。東印度會社は和蘭議會より東印度諸島に於ける通商独占権を特許せられ貿易に従事した。當時同社は和蘭に於ける十七名の重役よりなる重役會之を指揮し東印度に總督を置き會社の事業を總攬したのであるが、葡西、英人と戦ひ之を驅逐し、或は又士候間の抗争を利用して遂に蘭印の大部分を和蘭の領土となした。而して一七九五年和蘭は佛國に合併せられ一七九八年東印度會社は本國に於ける政変其他の事情により解散せられ東印度に於ける會社の所領はたゞに和蘭政府の直轄領となつた。その後一八一一年蘭印は英國に征略せられたのであるが一八一四年八月の倫敦條約により蘭領は再び和蘭に返還せられ、今日に至つた。



## 二、和蘭本國と蘭領印度との關係

蘭領印度の統治権は一八一四年の憲法を以て和蘭皇帝の独裁することとを規定し立法権も亦皇帝の親裁する所であつて、和蘭議會は植民地關係に於ては全く何等の権をも附與せられてゐないのである。従つて蘭領印度は恰も皇帝の私有領地の如き觀を呈してゐた。然るに一八四〇年憲法の改正に當り植民地に關する條項追加され、爾後皇帝は毎年通常議會の開會に際し植民地に於ける歳入歳出状態に關し報告をなすべきこと、及右歳入残額を本國の爲めに使用する場合は法律を以て之を規定すべきことを定めた。次いで一八四八年更に憲法の大改正をなし従来皇帝の親裁に屬せる立法権、及財政権は議會の権限に移讓し、又蘭印統治に關する政策大綱及貨幣制度は法律を以て定め、その他重要事項は必要に應じ法律に規定することとなし、皇帝は従つて植民地に關する一般事情を毎年議會に報告することとなつた。その後蘭領印度統治法が一八五四年議會を通過し一八五五年施行せ

られた。然るに未だ蘭印は本國に從屬してゐたのであるが、一九〇三年歳入剩餘政策は廢止せられ一九一三年始めて完全なる財政的獨立に到達した。更に和蘭本國は蘭印に自治権を漸次付與する方針を以て一九一八年に國民參議會を設けこれに或程度の立法権を認めた。然るに右は總督に依つて少からず制限されると共に最終的立法権は本國議會及皇帝に專屬するものであり、なほ對外國關係、その他特殊事情は未だ本國に屬してゐる。

## 三、行政組織

### （一）中央政府

最高機關として總督あり、總督の諮問機關として蘭領東印度評議會、立法機關として國民參議會がある。また總督の專屬機關として總務部あり、これは行政各部及一般外部と總督との中間連絡機關であつて總務長官は恰も内閣總理大臣と書記官長とを兼任するが如き地位にある。



行政機関としては、内務、司法、財政、文教、経済、社会事業、官業の七省の他、陸、海軍の二部を設ける。

(ロ) 地方行政

爪哇及マゾラ

中部に於ける「ソロー」及「デヨリジャレ」の二大王領地は相当廣範圍の自治権を有し、その他大部分は直轄地は西部爪哇、中部爪哇及東部爪哇の三州に分ち知事これを統治し、縣、郡に分れて各州はまた州議會を有する。

外領はこれを十八州に分ちこれは更に各縣郡に分れる。知事、又は理事がその統治にあたるが爪哇と異る處は直轄地に於ては、歐人行政と土人行政の二重がないことである。

四、總督

總督は皇帝之を親任し、南領印度に於て皇帝の名に於て皇帝を代表し統治の任に當る。

資格 満三十歳以上の和蘭臣民

任期 特別の規定ないが普通五年

職務権限

(イ) 立法

蘭印内士の候との間の諸協約の締結

法律又は勅令の範圍内に於て總督府令、一般命令、其他規定の制定

法律案其他法規の提議

國民參議會の提議及決議等の承認又は拒否

(ロ) 行政

行政の首班として行政各部長官の職務権限を定む



一 般官吏及陸軍將校の任免

蘭領印度陸海軍の統帥

官吏及軍人の俸給を定む

蘭領印度内外の安全を維持する爲戰時状態又は戒嚴令の布告外國人の口許可、追放、及公安に害ある蘭領印度人に対する住所指定

(ハ) 司法

高等法院の協議の上蘭領印度内に於ける裁判に於て判決せる刑罰に対する大赦、特赦及復権の付與  
死刑は總督が特赦を命じ得べき機会を與へたる後に非らざれば之を施行することを得ず。

而して總督と本國植民大臣との關係は、前者は蘭印統治上皇帝に対して責任を負ひ植民相は本國に於て蘭印を代表し皇帝の命に依總督に訓令を發し、議會に対して責任を負ふことに於て兩者の相違がある。

五、蘭領印度評議會

議長（必ずと認むる場合は總督之が議長たることを得、但し此の場合總督は「アドヴァイス」をなすに止り票決権はない）

副議長（皇帝親任）

議員 大名（皇帝親任）

従来四名にして三十歳以上の和蘭人に限つてゐたが一九三〇年より土人も亦議員たり得るに至つて二名増加された。

任期は五ヶ年にして任期満了後直に再任することを出来ない。

権限

評議會は總督の諮問に應ずるの権限を有するに止る

而して左の事項に關しては必ず之に諮問することを得ず

- (イ) 一般又は地方行政に關する訓令及規定
- (ロ) 士族との間の諸協約及政治協定



(ハ) 戦争又ハ内乱ノ場合、行政官憲ノ執リ又は執リたる措置対策

(ニ) 重大なる特別措置

(ホ) 法令を以て定むる高官ノ任命

(ハ) 國民參議會ニ審議を命じたる提案及國民參議會に存したる報告

(ト) 國民參議會より總督に提出せる提案

ナリ、總督は蘭領印度評議會ノ決議を承認し得ざる場合は皇帝にその決裁を仰ぐ、但し緊急ノ必要ある場合は總督は皇帝ノ決裁を俟たず臨機應変ノ措置を講ず。

蘭印評議會は總督に対し建議をなすことを得。

總督病氣又ハ他ノ事由に依り其任地に居らざる時は副議長は總督ノ政務を攝行す。

會議、蘭印評議會は少くとも一週一回(金曜日)會議を開く

### 六、國民參議會 (一九一八年開設)

#### 組織

議長 (皇帝親任)

議員 六十名

内土人 三十名

和蘭人 二十五名

和蘭人又ハ土人に非らざる外國人三名乃至五名

議員は任命議員と被選挙議員に分たる。選挙に依る議員は土人二十名和蘭人十五名、外國人三名であつて其他は總督之を任命する。

任期 四年

會期

國民參議會は豫め召集することなく毎年二回バタビアに於て開會する。

第一會期 六月十五日—九月十五日



第二會期 一月十日——二月二十日

總督其必要を認むるか又は少くとも三分の一以上の議員より請求ありたるときは臨時議會を召集することを得、又緊急必要ある場合は追加豫算審議の爲臨時議會を召集することを得

権限 諸法律その他法令の提案

總督より提出せられた法律法令案の修正、法律及法令の決定に対しては國民參議會の協賛を必要とす。

一般予算及追加予算の決定並決算は國民參議會の協賛を必要とす。總督より提出せる提案を國民參議會が否決したる場合國民參議會は總督の要求に基き再審議をなす。

右再審議に於て再び之を否決したるときは一級行政命令を以て之が規定を存す。

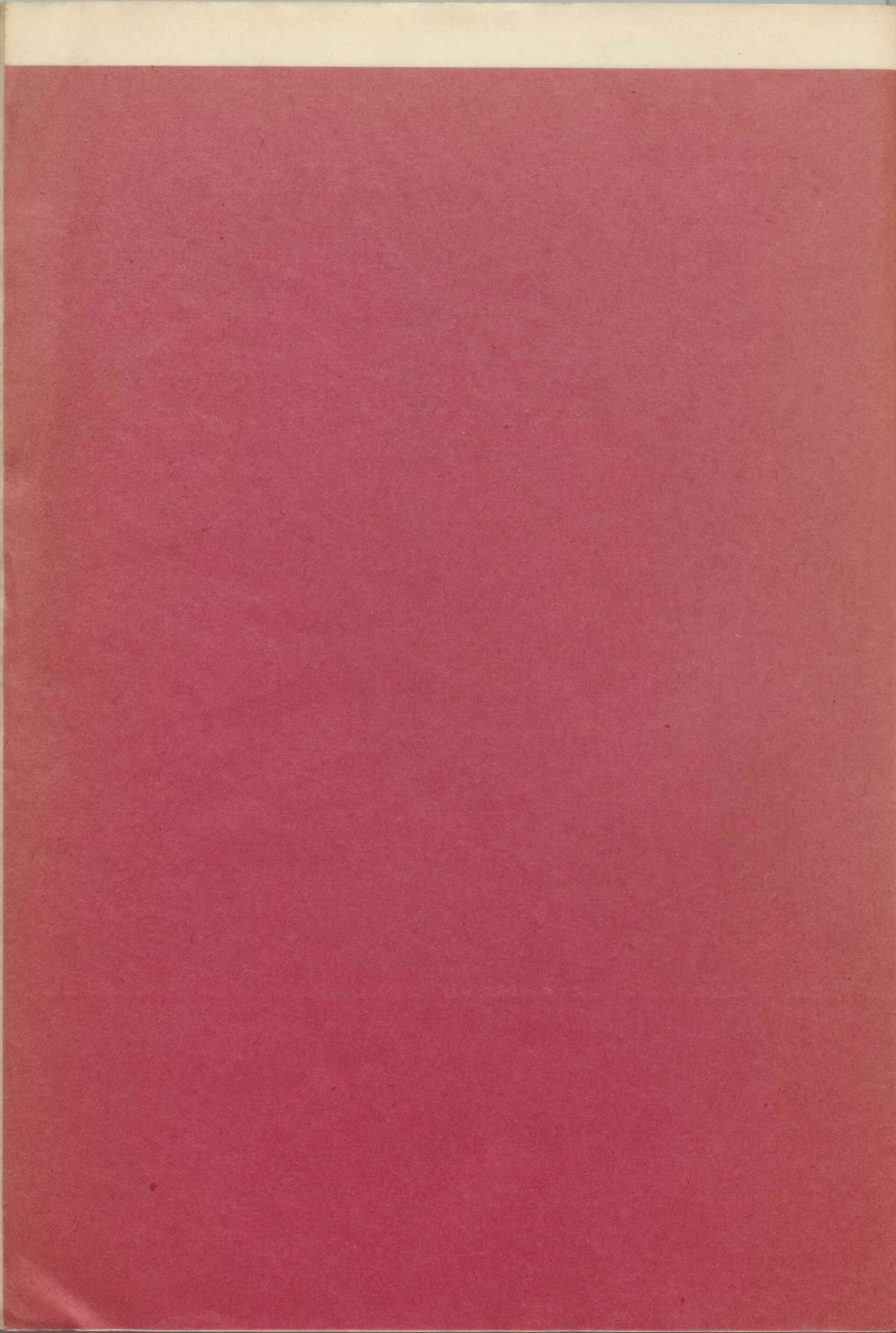
右行政命令は何時にても正規の法令を以て之が改正、追加を存し又は

廢止を存すことを得

總督より提出したる法律案に対して國民參議會より指定期間内に右賛否に關し何等報告なきときは總督は其の権限及責任を以て之が規定を制定することを得。

總督提案法案が國民參議會に於て否決せられたる場合と雖も緊急必要ある場合は總督は其権限及責任に於て同様の規定を定むることを得。但し此場合右規定實施後ニヶ月以内に國民參議會より要求あるときは一般命令を以て更に之が規定を改正することを得す。





Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in vertical columns and is too light to read accurately.



日蘭會商と日本糖業

昭和九年八月二十日

國政研究會



最近我國の輸出貿易は遂年増加し爲めに各國に於ける輸入防遏手段の深刻化を提してゐるが、蘭領印度に対する輸出は特に著しきものがある。同國に対しては昭和三年迄は三千九百萬円の入超を見てゐたものが果然昭和四年より九百萬円の出超となり、昭和八年に至つてその出超額は益々増大し一億百七十七萬七千円に達するに至つた。これは主として日本商品が爲替安と生産條件の有良なる結果によるものであるが、斯くの如き事情が存続する時は蘭領印度に於ける産業は全く発達を阻止されるは勿論、和蘭本國唯一の独占市場たるべき蘭領印度が他國の市場として利奪されるが如きは結局に於て本國の産業の滅亡を来すこととなるので、和蘭政府はその対策非常時輸入制限令を一九三三年十月より實施することとなつたのである。

この輸入制限令は商品別に輸入の總額を決定し、これを過去三年間に亘る輸入実績に依つて各國に割當てる制度であり、ビール、その他綿製品、



セメント等には就いて特に制限規定を設けて實施されてゐるのであるが、これを以てしては多少の輸入減を計ることには出来るが、これは單に消極的産業保護政策であつて、蘭領印度の産業を殷盛ならしめると積極的に輸出の増加を計りねばならぬ。然るに蘭領印度は和蘭政府統制の下に固く金本位制を持續せる結果、國內生産費は對外的に高價に當り、世界的に金本位制が實質的に消滅し、ペパー、マネーに依る爲替安の優先的地位を利用して各國の輸出増加を計りつゝ、ある折柄、蘭領印度のみは全く反對の現象を出現するに至つてゐるのである。従つて蘭領印度としては日本より多量の綿製品を年々輸入しこれに対して輸入制限を加へたる結果我國綿業者は著しく打撃を蒙るに至つてゐる窮境を利用するものが果然、日蘭會商の提唱をなして來つた。その目的は勿論日本側の輸入を増加せしめ、これに依つて一億内外の片貿易の調整を計らうと言ふのである。

會商は六月七日より開催され目下大局論が議題に付されて蘭印の要求す

る片貿易の調節問題に迄入つてゐない。が何れ近く俱体的討議に入ることは間違いないことである。その際日本が五千萬円の輸入を一億円迄増加し日蘭兩國輸出入の帖瓦を合せることは全然不可能であり、又蘭印本國これを望んでもない様である。結局二、三千万円程の増加を計れば足るとしてゐる。

然らば三千万円の輸入を増加するにしても果して如何なる蘭印特産物を輸入するか、石油、砂糖、錫、キナ皮、採油用種子等々種々あるが、單に輸入の増加を計るだけでは何の意味もない。片貿易の調節が蘭印の産業の保護にある限り蘭領印度に最も裨益する産業の輸入品を増加することを蘭印は要望する。我國の側から言へば、石油の輸入を計れば二、三千万円程の輸入は容易に増加することが出来る。然るに蘭印に於ける石油業は所謂ローヤルダツチの独占企業になり、これが輸入を計つても直接蘭印の利益を齎さない。またローヤルダツチと米國石油會社たるスタンダードとの間には世界的市場



協定が成立してゐるので我國が蘭印の石油を特上増加し米油を減少するこ  
とは不可能である。その他錫、キナ皮等の輸入を多少増加するにしても、  
我國に於ける生産額が限定されておられ、これを以て二、三千萬円の輸入増加  
を計ることには困難であり蘭印側も大して要望しない。

従つて結局日蘭間の片貿易を調節するものは何であるかと言へば砂糖と  
言ふことになる。砂糖の輸入増加は直接蘭印の利益を齎すからである。何  
故なら蘭領印度の砂糖は対外的生産費高、又は後述するが如き事情に依つ  
て最近著しく輸出減退し、政府は滞貨糖の處分に心痛してゐる。寧ろ斯く  
の如き事情を知るならば、日蘭會商の提唱は蘭領印度滞貨糖の放散の爲め  
に特に見出された血路であると言ふて差支へない。處で蘭領印度の要求の  
まゝジャワ糖の輸入を計ることは我國の糖業の實情からして果して可能で  
あるかどうか、また何故蘭印は特にジャワ糖の輸出増加を計りんとする事  
情にあるか、世界、ジャワ、日本、の糖業を夫々述べてジャワ糖輸入の可

否を決しやう。

二

十八世紀の末葉独逸に於て甜菜糖の栽培が奨励されて以來、歐洲各國に  
於てこれに倣ひ、爲めに甘蔗糖の生産額は、急激に減少し、種々弊害をさ  
へ招来するに至つたので、歐洲各國は一九〇二年ブラツセルに世界砂糖會  
議を開催して甜菜糖の奨励を徹底した。従つてその翌年より再び甘蔗糖の  
生産は増加し一九〇二年六百萬噸(英)位のもりが一九二二年に一千八百  
萬噸に増加し、大戦中一時減退した甜菜糖も最近に至つて漸次回復し最近  
に至つては總生産額二千八百万噸内外に達するに至つた。

消費に於て、これを數字的に示すことは正確を得ないのであるが、一九  
二二年一千九百三十六萬噸であつたものが、遂年増加し、二千六百萬噸に達  
したのであるが、最初は自給自足、否むしろ生産不足であつたものが、最



近に至つては生産過剰の悲境に到達するに至つたのである。即ち八月来の  
 持越糖は年々に増加し最近に至つては約一千萬噸に達するに至つたのである。  
 これは各國の食料品の需給自足策に依つて外糖の輸入を防遏する爲め英米  
 兩國を始め東洋諸國に於ても関税の引上げが行はれたので従来より輸出  
 國たる爪哇、攻馬等は大打撃を蒙ることになつた。  
 そこで是等の生産過剰を制禦する爲めに一九三一年チヤドボーン口の提  
 唱に従ひ砂糖の世界協定が成立するに至つたのである。右協定は最初は攻  
 馬、爪哇、独逸、波蘭、チエツコ、スロバキヤ、匈牙利、白耳義の七ヶ國で  
 あつたが、その後、秘魯、エーゴスラビヤの二國が加り合計九ヶ國となつ  
 た。而してこの協定は翌年より効果を生じ大体世界の糖界に均衡を見るに  
 至つた。

世界需給表 (粗糖計算、單位千英噸)

年	産糖高	消費高	八月末持越高
一九二二—二三	一八、七四二	一九、三六一	四、四六二
一九二三—二四	二〇、六六二	二〇、八五五	五、二六九
一九二四—二五	二四、五六六	二二、六八〇	七、一五五
一九二五—二六	二四、九五八	二四、三一三	七、八〇〇
一九二六—二七	二四、五六七	二四、七二五	七、六四二
一九二七—二八	二六、六一六	二六、〇九八	八、一六〇
一九二八—二九	二八、〇五七	二六、九六七	九、二五〇
一九二九—三〇	二七、六九〇	二六、三七四	一〇、五六六
一九三〇—三一	二八、七六八	二七、二二六	一一、一〇八
一九三一—三二	二六、四〇六	二六、七一五	一一、〇五三

一九三二—三三  
 一九三三—三四  
 一九三四—三五  
 一九三五—三六  
 一九三六—三七  
 一九三七—三八  
 一九三八—三九  
 一九三九—四〇  
 一九四〇—四一  
 一九四一—四二  
 一九四二—四三  
 一九四三—四四  
 一九四四—四五  
 一九四五—四六  
 一九四六—四七  
 一九四七—四八  
 一九四八—四九  
 一九四九—五〇  
 一九五〇—五一  
 一九五一—五二  
 一九五二—五三  
 一九五三—五四  
 一九五四—五五  
 一九五五—五六  
 一九五六—五七  
 一九五七—五八  
 一九五八—五九  
 一九五九—六〇  
 一九六〇—六一  
 一九六一—六二  
 一九六二—六三  
 一九六三—六四  
 一九六四—六五  
 一九六五—六六  
 一九六六—六七  
 一九六七—六八  
 一九六八—六九  
 一九六九—七〇  
 一九七〇—七一  
 一九七一—七二  
 一九七二—七三  
 一九七三—七四  
 一九七四—七五  
 一九七五—七六  
 一九七六—七七  
 一九七七—七八  
 一九七八—七九  
 一九七九—八〇  
 一九八〇—八一  
 一九八一—八二  
 一九八二—八三  
 一九八三—八四  
 一九八四—八五  
 一九八五—八六  
 一九八六—八七  
 一九八七—八八  
 一九八八—八九  
 一九八九—九〇  
 一九九〇—九一  
 一九九一—九二  
 一九九二—九三  
 一九九三—九四  
 一九九四—九五  
 一九九五—九六  
 一九九六—九七  
 一九九七—九八  
 一九九八—九九  
 一九九九—二〇〇〇



世界の糖業現状は大要前述の如くであるが、就中その輸出国として最も有力なるものは玆馬と爪哇である。玆馬は最も盛なる當時は五百萬噸を輸出し、爪哇は三萬噸は当底その及ぶところではないが、我國に対して地理的な關係から玆馬糖より遙かに關係が多く、既に我國の糖業が輸出にまで發展して来た今日に於ても年々十萬噸以上ものを輸入してゐる現状である。

爪哇の砂糖は紀元前英領印度ベンゴール地方から傳つたもつたと言はれてゐるが、和蘭人の手に依つて近代の製造が行はれるに至つたのは一六七世紀の頃である。而してその彼大規模經營と適切なる氣候とに恵まれて遂に増加し現に砂糖製造工場は約八十を算し内八割は從來「爪哇生産トラスト」を組織し、これを通じて砂糖の販賣を行つて来た。而して存がりこのトラストは一九三二年未解消し新に爪哇に於ける製糖業者、政府委員及銀

行業者を加へた蘭領印度砂糖販賣組合 (*Nederlandsch Indische Vereeniging van den afzet van Suiker: NIVAS*) が組織され、これに依つて爪哇に生産される砂糖の金融、生産、輸出、國內消費、在荷等の總べてに涉つて一切の権限を有してゐる。

和蘭資本と自然の條件に依つて爪哇糖の生産及び輸出は一九三〇年頃には増加して来たのであるが、その間玆馬糖が歐洲に進出して爪哇糖の市場を侵害するに至り、また歐洲大陸に於ける甜菜糖の飛達は爪哇糖市場の狹隘化に益々拍車を掛けると至つた。従つて爪哇糖は余儀なく東洋市場の開拓に乗出し、これが確保に努めねばならなかつたのであるが、一九三〇年頃に至つては爪哇糖の大市場たるこの東洋の日本印度に於ける糖業が漸次飛達し、加ふるに印度及支那は砂糖に対して高率なる輸入税を賦課するに至り更に世界恐慌に依つて年に四割の消費が自然増加は却つて減退し来た。これにも拘らず世界各国大資本に依り必然的に砂糖の増産を競つた結



果、世界砂糖業全般、特に瓜哇糖は全く蹶跌を来し、一九二九年は七一萬二千噸内外の年末滞貨は益々増加して一九三〇年には百六十三萬噸、三一年には二百五十萬噸を算するに至り、これが前後措置として何かの対策を必尋するに至った。そこで前述の如く一九三一年年末にチャードボン協定を結び世界糖業全般、特に瓜哇糖の生産を制限し、増産計画の休戦を企圖したのである。而してこの一九三一年を中心とする瓜哇糖の現状を見れば

植村年度	植村面積 (ヘクタール)	收穫年度	生産 (米噸)	輸出 (米噸)	国内消費 (米噸)	年末滞貨 (米噸)
一九二九—三〇	一九八、六七一	一九三〇—三一	二九六、九二六	二〇一、六五四	四二七、六三九	七、三六五
一九三〇—三一	二〇〇、五八七	一九三一—三二	二八〇、二六四	一五四、三二四	三八三、三二六	一、六三一、六一二
一九三一—三二	一七、六三〇	一九三二—三三	二六〇、七八二	一、三三、一五九	二七六、九六七	二、五三二、六八三
一九三二—三三	八四、〇二二	一九三三—三四	三九六、三六三	一、七四、〇〇〇	四二〇、〇〇〇	二、三三三、五〇〇
一九三三—三四	三四、九七八	一九三四—三五	五五、〇〇〇	一、三〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一、八八五、〇〇〇
一九三四—三五	二五、〇〇〇	一九三五—三六	四四、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	三八〇、〇〇〇	一、〇五、〇〇〇

右表に依れば一九三一年拾七萬一千六百三十一ヘクタールの植村面積は一九三二年には其半たる八萬四千ヘクタール内外に更に三三年にはその半たる三萬四千ヘクタールに減少してゐる。これに従つて生産も一九三一年を境として累年五〇%の減少であるが生産と輸出との間には大きな懸隔があり、蘭印島内消費三十萬噸としてもこの差額がストックとなつて来たのである。一九三四年より五年に至る年末滞貨は十萬五千噸となつて三一年に比すれば二〇分の一に減退することになつてゐるが、この滞貨の処分すら仲々簡單に行かざ、日本に対して砂糖輸入を強制することも此処に存するのである。

即ちムート誌の報ずるところに依れば一九三五年年度收穫に対する瓜哇糖所要植村面積は政府と民間代表者との間に最後の決定を見たのであるが一九三六年末残糖は左の如く八十五萬噸と推算されてゐる (單位 噸)

一九三四年三月末在荷

二、四〇〇、〇〇〇







従つて工場数も年々減少、最近に至つては實に八割以上の縮少を見せ、

現存の大部の工場は休業を余儀なく存さず、損するものが多い。

年	度	工場数	産糖額(噸)
一九三二	—	三二	一、六一〇、七八二
一九三三	—	三三	一、四〇一、三二七
一九三三	—	三四	五五〇、〇〇〇
一九三四	—	三五	四八〇、〇〇〇

而して右の如く輸出の減退を来たせる原因は多々あるがその主なるものは印度に於ける糖業の発達である。印度に於ては従来年々三百萬噸の産糖があつたのであるが、それは主として粗製品であつて土民に消費されただけであつたので精白糖を毎年八九十萬噸を輸入し、それを大部分爪哇糖に仰いでみた。而も爪哇の耕地白糖は骨炭濾過の精糖を嫌ふ印度人の宗教的心理を担ひ爪哇糖の発展を助けたところ、が印度は一九三一年砂糖輸入税

を引上げ右双七留、四安とし更に同年七月よりこれに五%の付課税を課し合計九留一安の輸入税を課し、一九三八年迄繼續して國內糖業を保護助成するこゝとなつた爲めに印度の糖業は近代的設備を有する新工場を増設を見、急激に躍進するに至つた。

年	度	新式作業工場数	白双生産高	輸入餘力推定
一九三〇	—	三一	四〇	一五一、六五〇
一九三一	—	三二	四二	二二八、一二〇
一九三二	—	三三	七五	三五〇、〇〇〇
一九三三	—	三四	一一二	五八六、〇〇〇
一九三四	—	三五	?	六四六、〇〇〇

存ほこの他甜菜糖は一九三〇年頃迄は歐洲大陸に於て発展し世界の糖界に大打撃を與へたのであるがその後アムステルダム協定に依つて生産が緩和され最近に至つては餘程減少した。然るに甘蔗糖生産の不能なる露西亞







宗は砂糖の自給自足策を樹て栽培に意を用いた。その後徳川幕府の奨励と、民間志士の着眼により、本邦の甘蔗業は氣候に適せる各藩に於て成功し明治初年の内地産糖は沖繩を含めて七八十萬擔にも達して有史以来の繁栄を示した。然るに程なく外國貿易の発展は良質安價なる瓜哇糖、台湾糖の輸入を促し内地の糖業は次第に衰微した。

台湾の糖業は十六世紀中、支那民族の移住せるに端を発する。西暦千六百二十四年和蘭人が本島に來航した時砂糖は台湾の重要輸出品となつてゐたと言はれる。その後和蘭の占領するに至り製糖業を奨励したつて千五、六百年代には蔗園増加して稻田の三分の一を占め、當時日本に輸出したものでだけでも、年々七、八十萬擔に達したと言ふ、其後世界糖界の受遷に伴ひ、漸減し我國の領有當時には僅かに七十萬擔を香港、支那、日本に輸出するに過ぎなかつた。而しながらその製糖方法は極めて幼稚であつたため、今日の台湾糖業の基をなしたのが領台後のことである。而してその飛達の第

一の理由の我國政府の保護政策に依つて植付面積が著増し、甘蔗品種の改善、植付時期の變化等、農事上の改善行はれ、それと共に製糖設備の増大技術の向上等によるものである。ここに最近の台湾糖植付面積を見れば、

年 度	新式工場 植付面積(甲)	蔗作面積 總計(甲)
明治四十二年	三三、九三三	六三、四一一
四十三年	六一、五九三	八九、四四五

昭和元年——二

二——三	九三、二六二	一〇〇、八三一
三——四	一〇八、五一四	一二〇、〇四六
四——五	一〇〇、〇五五	一〇九、三九七
五——六	八九、三八九	九九、〇九四
六——七	九七、七六九	一〇一、六九七



の如くであつて漸次新式工場の植付面積が増加し最近では殆んど總面積の大部分を占むるに至つた。

而しなからこの積極的増産計画の結果は世界糖業の趨勢と共に昭和七年度に於ては五百萬擔の過剰を昭和八年度に於ては八百萬擔と言ふ莫大なる過剰するに至つたので、糖業聯合會では八九年度に於て思ひ切つた減産を行ふに至つたのであるが、この減産協定が解消すれば、植付面積も増大し再び過剰糖の憂目を見るに至るのである。今試に最近我國の需給状況を見れば

年 度	生産高(擔)	消費高(擔)
大正十四年	九、六一八、〇七二	一、二、四七二、五二八
十五年	一〇、一一七、八一五	一、三、五四一、六五〇
昭和ニシ	八、六七六、四九二	一、三、〇一五、一六三
三〇	一一、七九四、五九四	一、四、一九〇、二二四

四〇	一五、二九四、〇一〇	一、四、八一三、六二〇
五〇	一五、五一四、七七一	一、四、三一四、六五五
六〇	一五、五八三、二二九	一、四、三六〇、一八二
七〇	一九、二六八、八三七	一、五、三六二、三一八
八〇	一三、四一五、八四四	一、五、〇四四、四二〇(予想)
九〇	一三、三二〇、〇〇〇(予想)	一、五、〇〇〇、〇〇〇(予想)
十〇	一八、〇〇〇、〇〇〇(予想)	一、五、〇〇〇、〇〇〇(予想)

であつてこれに従へば九一十年度に於ては五〇%の過剰を示すこととなる。

過去数年間の瓜哇糖輸入を見れば

一九二九年	一一、九八五
一九三〇年	二二、三〇三
一九三一年	一四、七七八
一九三二年	二六、八六六



一九三三年 一三、四、九、四〇

三三年及三四年は台湾糖の減産が行はれた爲めに、一三萬噸内外の輸入が行はれることになるのであるが一九三五年以降に於ては左の如き計算に従つて全く輸入の必要はないのである。

一九三四年四月一日在荷

六〇、四、〇、〇〇 糖

一九三四年台湾新式産糖

一〇、五、〇、〇〇〇

一九三四年南洋新式産糖

六、七、〇、〇〇〇

合計

一七、七、七、四、〇〇〇

末期台湾産糖豫想

一五、〇、〇、〇〇〇

末期南洋産糖豫想

八、五、〇、〇、〇〇

合計

一五、八、五、〇、〇〇〇

ニヶ年供給合計

二七、六、三、四、〇〇〇

内地消費量

一ヶ月平均推定

一、一、〇、〇、〇〇〇

昭和九年—十年十二月迄

二、三、一、〇、〇、〇〇〇

十年十二月末過剩豫想

四、五、二、三、〇、〇〇〇

であつて充分日本糖業のみに於ても輸出能力を有することにはなつてゐる。而して過去に於ける輸出額を見るに

昭和元年

三、四、四、五、八、五、三

二年

三、一、八、六、七、三

三年

四、四、五、〇、九、〇、九

四年

三、七、六、九、五、七、六

五年

四、一、〇、一、四、一、一

六年

三、二、三、六、〇、一、三

七年

三、五、九、八、二、〇、七

八年

三、七、一、六、五、五、〇



であつて内地精糖輸出高を國別に見れば、

國別	八 年	七 年	六 年
中華民國	九〇一、五二五	四六六、八七七	一、九八四、五八九
閩東州	一、〇一五、九四一	七九九、八四〇	三七〇、八一〇
滿州	九六七、〇三	五四七、九〇	
露西亞	八、一三、一	一、五、五五二	五六七、〇四
香港		一、〇、五三五	二、〇、八九九六
英領印度	七六八、三六	三、七、三九五	三、八、三
其他		四、五、一八	七、二、九

支那及閩東州に対する輸出は多少増加してゐるのであるが、支那は上海事變以來、その高率関税を以て特に白本品を壓迫し、閩東州に対して地理的條件の適して朝鮮糖が輸出され、また最近滿州國に於ても製糖事業の計画があるため果して今後発展を持續することは困難であると豫想されてゐる。

然るに政府は日蘭會商に際して爪哇糖の輸入増量を計り年に二十五萬噸を輸入してこれを以て支那、閩東州の輸出に當てやうとして民間糖業者にこれを懲退してゐる。民間側は我國糖界の實情からしてこれを不可能であるとしてゐるが、商工、外務両省の原案では大体二十五萬噸内外を輸入し、その一部を輸出に當て一部は國內消費に當て、台湾糖の質の悪いものをアルコールに製造の原料として代用燃料として生産してゐる。而して一方台湾に於ける米の作付段別の減少は甘蔗の代作以外にないので、拓務省の研究によれば爪哇糖の輸入は困難だと言はれてゐる。

而して若し爪哇糖を輸入して一部を支那へ輸出するにしてもこれは結局に於て爪哇糖の輸出市場を侵奪することになるので、輸出を條件とする爪哇糖の輸入は蘭印側の喜ばべきことでもない、また假令これが許されたとしても生産費の莫大に於て日本糖は未だ爪哇糖に比し遙かに高い。それに爪哇糖はダンピングを行つてゐる關係上、假令我國に爲替安の得点があるにしても



も果して爪哇糖の輸出を角達し得るや否や疑問である。今兩者の生産費の相違を年別に見れば左の如くである。

年 度	爪哇糖生産費 和百斤當り	台湾糖生産費 和百斤當り	差 額
大正八年—九年	一、二〇七	二、〇七七	八七〇
九年—一〇年	八、四四	一、七〇〇	八、五六
一〇年—一一年	七、七六	一、三九九	五、二三
一一年—一二年	六、七七	一、一五四	四、七七
一二年—一三年	七、八一	一、〇五二	三、七一
一三年—一四年	七、二二	一、〇三九	三、一七
一四年—一五年	五、四〇	一、〇七一	五、三一
昭和一年—二年	六、二〇	一、二〇五	五、八五
二年—三年	四、二〇	九、八七	五、六七
三年—四年	三、九二	九、二六	五、三四

こゝに於て政府は関税を引下げても爪哇糖の輸入を計ると言ふも、目下糖業は最も強固なるカルテルを組織してゐるので、各社の協定に依つて輸入は仲々至難である。

即ち糖業者は明治四十三年十月、台湾糖業聯合會を組織し今日迄毎年國內各社の産糖合計を予定し、之を一定の比率に依つて各社に割當てその不足数量は前年度繰越額を以て補充し、又超過したるものは次年度に繰越し、若しくは輸出することゝなつてゐる。これが所謂産糖協定である。

糖業聯合會は精糖、粗糖双方の事業者を包含してゐるのであるが、別に精糖のみに就いては昭和三年末糖業聯合會加盟者中、精糖製造を爲す六社即ち台湾、明治、大日本、塩水港、新高及北海道の六社の協定に依り、砂糖供給組合と稱する統制團體が組織せられ、糖價激落際生じた乱賣を防止し統制を確立した。その後昭和四年、中央製糖も創立と同時に本組合に加盟し、加盟せざるものは昭和五年設立の東京精糖一社あるだけである。



此を生産能力から言へば加盟者は約九十七%を占めてゐる。

(単位 円)

糖業社名	資本金	増込資本金
台湾製糖株式会社	六三〇〇〇、〇〇〇	四三〇〇八〇、〇〇〇
明治製糖株式会社	四八〇〇〇、〇〇〇	三四、八〇〇、〇〇〇
大日本製糖株式会社	五一、四一六、六〇〇	四〇、一四一、六〇〇
塩水港製糖株式会社	二九、二五〇、〇〇〇	一七、四三七、五〇〇
新高製糖株式会社	二八、〇〇〇、〇〇〇	一〇、七五〇、〇〇〇
北海道製糖株式会社	二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
中央製糖株式会社	四七〇〇、〇〇〇	三七〇〇、〇〇〇
東京製糖株式会社	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇

砂糖供給組合の協定事項の概要を記すと左の通りである。

一、原料に關する協定

本邦に供給する精製糖、耕地白糖の原料に外國糖を使用せざることと

し、糖業聯合會加盟會社の所産原糖を一定の比率にマ曝出賣買して、組合員たる各社の精糖原料に充つることとしてゐる。

二、生産制限に關する協定

精製糖、耕地白糖の毎年の製造高總数を定め、之を一定の比率に依つて各社に割當てることとした。

三、分割製造販賣に關する協定

月々の需要高を豫測し、其需要高に應じて每一ヶ月又は毎数ヶ月の製造高及販賣高を定め、之を所定の比率に依り各社に割當てる。

四、品質統一に關する協定

糖精の品質を統一して一定の等級に分ち各等級間の値開きを定め、耕地白糖の各社製品間の格差を定める。

五、製品の包装、分量に關する協定

六、販賣條件に關する協定



製品販賣に付現金製、限月制に依ることとし、又受渡場所を限定して、それよりの運賃を買入負担とし特定運賃表により一定する。

而して昭和七年十一月には精糖製造業は重要産業に指定せられ重要産業統制法に依つて政府の監督を受けらる。

### 五

之を要するに日蘭會商の解決策として爪哇糖の輸入増加を以てするならばこれは明らかに失敗である。日印會商に際して、日本に全然生産し得ない印綿を輸入することに依つて印度の必需品たる綿布を輸出し、その間にバーター制を設けたのであるから、貿易の原則から言つて假令成功でないとしても失敗ではなかつた。それに依つて少くも日本の綿業は市場を維持することが出来た。而しながら爪哇糖の場合に於ては全く逆である。日本に於ては既に砂糖は自給自足の域に達し、昭和九、十年に於ては、大量を輸出し

なければならぬ過剰生産の域に達してゐる。それにも拘らず爪哇糖を輸入しなければならぬ事は日本の國民経済の大局から見ても断じて適切ではないと言へる、従つて日蘭會商の解決策としては砂糖は第二義的のものである。要するに三、四萬担程度の輸入を増加すればよいのであるからして、我國に資源なき、錫或は石油等を輸入してこれに當てるべきである。假令砂糖を輸入するにしても我國の糖業を困惑せしめては輸入する必要なく、輸出糖として不足なだけを入力すれば足りる。従つて糖界の現状よりすれば僅かに十萬噸程度のものではあつて、四百萬担以上の爪哇糖在荷を全部処理する程の量を輸入する必要はない。今糖業聯合會が政府に提出した聲明書の全文を掲げて参考とする。

一、我日本と爪哇の貿易關係如何を見るに僅々数年前迄我邦は年々才々輸入超過を繼續し来りしが、昭和四年以後漸やく輸出超過に轉ずるに至り、



其輸出超過の金額も亦左記の如し。

昭和四年度 七七八〇、〇〇〇 餘円

昭和五年度 六〇八〇、〇〇〇 餘円

昭和六年度 一七三七〇、〇〇〇 円

昭和七年に入り、茲に始めて我邦輸出の總金額一億円に達し、それと同時に爪哇より輸入四千萬円に減退の結果、約六千萬円の輸出超過となり引續き昭和八年度も亦左記の如くなれり。

輸出 一五七、四〇〇、〇〇〇 円餘

輸入 五五七、〇〇〇、〇〇〇 円餘

差引輸出超過 一〇一、七〇〇、〇〇〇 円餘

茲に於てか和蘭本國は斯る急激發展の状勢に刺戟せられ、数年前の輸出超過時代を考慮するに暇あらず、最近一二年の現狀に膠着して俄然バクタア、システマを主張し、持て我邦対して二十五萬噸の砂糖購入を強調

するが如くに傳承せらる、我邦糖業の現狀に鑑みて、我等糖業者の頗る遺憾とする所なり。

二、元來我邦は東洋に於ける爪哇糖担指の顧客にして年額五百萬担乃至七百萬担の爪哇糖を購入し來り、現に昭和元年の如きは、台湾、朝鮮を除き内地のみにも

砂糖 六二六〇、〇〇〇 餘担

金額 七〇、〇〇〇、〇〇〇 円

を輸入せるの狀態なりしを以て、我官民は協力一致國産糖の増産に努めし結果対支貿易激減の影響も之れに加はり、昭和七年度に於ける爪哇よりの輸入は内地朝鮮を併せ、六十八萬担に減せしむ、昨昭和八年度は台湾糖の減産に加ふるに對支排日緩和の結果、内地朝鮮包含、再び二百四十八萬担余の爪哇糖輸入を見たる實狀は、早に砂糖より見たる日本爪哇間を於ける看年輸入の概況なり。



三、斯くの如く我邦は由來爪哇糖の大顧客にして爪哇は我糖業の先進國たる關係上、我等糖業者の微力を致して、先進同業者の窮境打開に貢献し併せて爪哇に於ける我同胞商権の擁護に資するを得ば、進んで全力を傾倒するに吝かならざる可く、爪哇糖購入問題の世評に上りし以來、我等同業者は連日慎重の研究協議を重ねたるも、左記の結論以外に出ずる能はざるは、我國糖業現貨の状勢を如何ともする能はざるに據るなり。

四、最近我外務省到着の報告に徴するも上海に於ける砂糖市況は支那の肉税引上げと支那内地産糖奨励の結果として、本年の砂糖輸入数量は昨年に比し三割減、一昨年に比して六割五分の激減を示し居れりとあるが如く、昨年に於ける我國內地の対支砂糖の輸出額を見るも僅々九十萬担にして、此以外滿洲と肉東州を併置するも年額百四十萬担に過ぎず、加ふるに明年度の我増産の結果昭和十年度末に於て國內需要を充足し、猶残存する過剩堆積糖は實に左記の如き巨額に達する豫想なり。

昭和十年末残存旧糖 四七三九〇五二担

昭和十年末在荷新糖約 二〇〇〇〇〇〇〇担

計 六六三九〇五二担

五、我糖業の實狀前記の如くなるを以て我國の爪哇糖所要量は本年度を通じて約十萬噸、此内既に六月頃迄の手當済の數量を控除し、今後本年十二月迄の所要量は約五六萬噸の見込に過ぎず、明年以後に於ける外國糖の輸入は天候、市場等四圍の環境の異常の變化なき限り、殆んど之れを要せざるなり。

六、我邦甘蔗製糖事業は概して其性質上、甘蔗栽培の初めより砂糖製造に至る迄、約二年半を要し、今年販賣の砂糖、今年の栽培甘蔗は明年末乃至明後年压榨製糖して是れを其年に販賣するが如き性質のものなれば前記昭和十年度末の予想滞貨の如きは、今年現に蔗園に蕃殖し居る未成品の砂糖にして天候不測の異変なき限り、人力を以て是れが増減を許さ

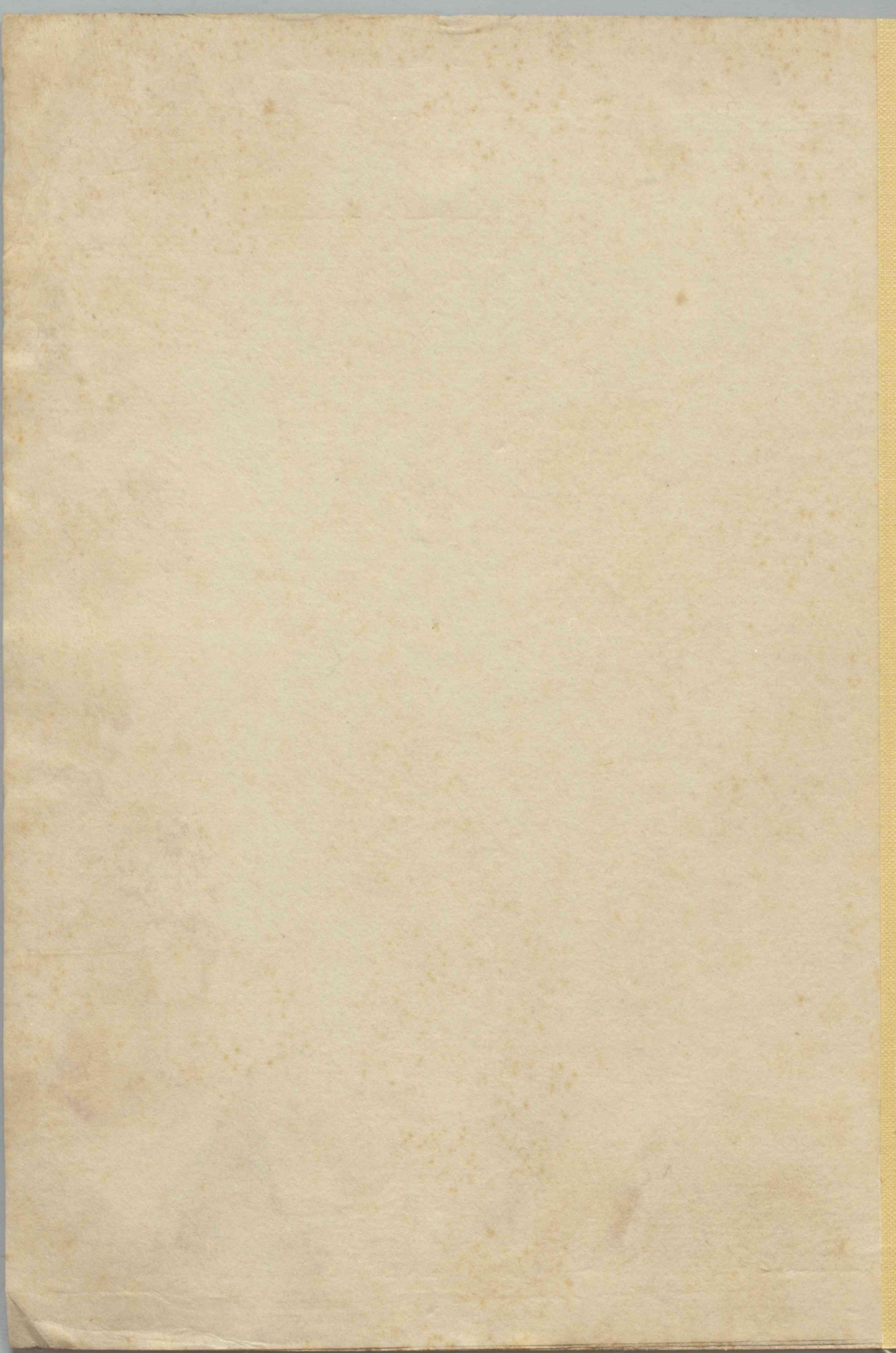


ざるの状態に在るのみならず、是等の蔗園に依食し、我糖業の盛衰に依  
存して死活問題と存せる蔗農は、台湾、沖縄、北海道を併算して、實に  
二十萬戸に上り南洋移民の數一萬六千有餘名なれば、我産糖の増減と之  
が蔗作の伸縮は實に容易ならざる大問題なり。  
七、今之に於て、數年前世界の糖界の危機に直面し、數百萬担の過剩推積糖を抱擁し  
て、苦境に瀕せしか、幸にも我當局買明の後援指導其宜しきを得たる  
と、我等糖業者の極力犠牲を忍んで或は間接の生産制限を爲し、或は輸  
出を強行し是が爲めに昨年より本年にかけ、漸く此危機を脱し得たるも  
明年更らば巨額の過剩推積糖を目睫の間と認むるに至り、如何にして此  
再度の難関を打肉し得んかと焦慮対策に腐心せるの際突如として爪哇糖  
購入の問題に持す、真に不幸不可の時期と謂ふ可きなり。  
八、先進の糖業國として、世界廣汎の大市場を有する爪哇にして、其荷捌き  
に困難を感ずる滞貨糖を、巨額の推積糖を予想せらる。我國に轉嫁せし

めんとするが如きは、殆んど不可能事と謂ふ可く、強いてこれを爲さん  
とすれば、外糖を救済せんが爲めに、我國産糖を死蔵推積して、我糖界  
の発展を萎靡せしめ、極力培養の糖業の根柢を攪亂し、  
全國二十萬  
戸の蔗農の生存を脅威し、世界の趨勢に順應せる糖業政策九仞の功を一  
簣に欠くもつにして、是れ独り我糖業者の利害休戚に繫るのみならず、  
國家百年の長計の爲めに真に千秋の恨事たるべく我等糖業者は如何に我  
同胞商權の擁護に協力し、如何に先進同業者の窮狀打肉に奇與せんとす  
るも、到底爲し能はざるは遺憾に堪へざる所なり。

爪哇糖の輸入は、我糖業の前途に甚大の障礙を爲すべし。故に我糖業者は、爪哇糖の輸入を極力抑制せしむるを第一の要務と爲すべし。





118

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in several vertical columns.



群馬県立図書館



0706382-9